

会議録

- 1 会議の名称 令和4年度第2回国民健康保険運営協議会
- 2 開催日時 令和5年2月10日（金） 13時30分～14時40分
- 3 開催場所 熊取町役場北館3階大会議室
- 4 議題 (1) 報告事項
①令和5年度国保「市町村標準保険料率」等について
②令和5年度賦課限度額等について
③出産育児一時金の引き上げについて
(2) その他
- 5 公開・非公開の別 全部公開
- 6 当日の出席委員数 13人
- 7 傍聴者数 1人

8 審議等の概要

【(1) 報告事項】

- ①令和5年度国保「市町村標準保険料率」等について
- ②令和5年度賦課限度額等について
- ③出産育児一時金の引き上げについて

■事務局説明

①令和5年度国保「市町村標準保険料率」等について

(1) 令和4年度からの主な変動要因について

- ・推計被保険者は引き続き減少傾向。
- ・一人当たり費用額の増減要因

≪おもな増要因≫保険給付費、後期高齢者支援金、介護納付金の増

≪おもな減要因≫前期高齢者交付金、療養給付費等負担金、後期高齢者支援金国庫負担金の増

- ・大阪府による保険料抑制の工夫

都道府県の保険者努力支援制度交付額の活用、都道府県繰入金の活用

予防・健康づくり支援交付金獲得による調整財源の活用、特例基金の活用 など。

⇒ 上記の結果、令和5年度の標準保険料率は、本町独自激変緩和前の令和4年度標準保険料率と比べた場合、すべてにおいて上昇。限度額も医療分2万円、支援分1万円の増。

(2) 令和5年度市町村標準保険料率を適用した場合の具体的な影響について説明。

- ・全体的に大きく保険料は増額。(軽減判定所得基準の引き上げに伴い2割軽減に移行する階層では保険料が減少)

- ・保険料の増額率が高いのは、構成割合が多い少人数世帯であり、かつ低所得世帯であること、物価高騰の影響なども勘案し、活用可能な財源を確保できることを前提に、令和5年度も激変緩和措置を実施する方向で検討を進めるが、令和6年度からは保険料率が府内完全統一となり引き続き保険料が上昇傾向をたどると推測した場合、過度に減額することはその反動が大きくなるため、激変緩和については慎重に検討を行う。

⇒ 検討結果を踏まえ令和5年度第1回運営協議会（5月中旬頃）に諮問させていただく。

②令和5年度賦課限度額等について

- (1) 賦課限度額は府内統一基準を採用することを国民健康保険条例で規定しているため、令和5年度も大阪府の示す賦課限度額を適用する。
⇒ 令和5年度：医療分65万円（対前年度+2万円）、支援分20万円（対前年度+1万円）
介護分17万円（変更なし） 総額102万円（対前年度+3万円）となった。

(2) 税制改正に伴う制度改正について

保険基盤安定制度（保険料法定軽減措置）の拡大により低所得者に係る国民健康保険料の軽減判定基準所得が改正された。

《改正内容》

7割軽減対象世帯は変更なし。5割軽減対象世帯に係る所得判定所得基準のうち、被保険者数に乗じる額が29万円（対前年度+5千円）、2割軽減対象世帯の場合は53.5万円（対前年度+1.5万円）に改正された。

【改正後】

5割軽減基準額：基礎控除相当分

43万円+（給与所得者等の数-1）×10万円+29万円×（被保険者数）以下

2割軽減基準額：基礎控除相当分

43万円+（給与所得者等の数-1）×10万円+53.5万円×（被保険者数）以下

③出産育児一時金の引き上げについて

社会保障審議会医療保険部会の「議論の整理」において「出産育児一時金の額は令和4年度の全施設の出産費用の平均額の推計等を勘案し、令和5年4月から全国一律で50万円に引き上げるべき」とされたことを踏まえ、本年2月1日付けで健康保険法施行令で規定する出産育児一時金の額が48万8千円（対前年度+8万円）に改正された。

また、引き上げに係る財源については2/3については一般会計からの繰入、その他保険料財源で対応する1/3については令和5年度に限り1件当たり5千円の臨時的国庫補助が受けられる予定である。

【(2) その他】

参考資料についての補足説明を行い、大阪府の健康アプリ「アスマイル」のPRについて協力依頼をおこなった後、令和5年度第1回熊取町国民健康保険運営協議会開催予定日を提示。

■主な質疑応答

- 1人当たりの保険給付費が年々増えている。令和5年度は2万円近く増えるというが、増加要因についてどのように考えているか？
⇒ 基本的にはコロナによる受診控えからの回復傾向によるもので大阪府が医療費の推計の段階で直近の医療費の実績を踏まえ過去の伸び率をもとに算出した際にそういう伸び率になると説明を受けている。詳細の分析については示されていない。
- 令和2年度はコロナが発生した最初の年で受診回数がガタッと減ったと思うが受診回数がどうなっているかももう少し細かく分類したら、わかりやすい回答ができるのではと思うがいかがか？
⇒ 推計は大阪府全体の医療費で計算されているため、各自治体ごとの件数ではなく総じた件数になっている。町の予算積算については独自に件数や被保険者1人当たり単価をベースに予算を組んでいるが、大阪府全体の件数までは把握できていない。

9 会議情報	名称	国民健康保険運営協議会
	根拠法令等	国民健康保険法、国民健康保険条例
	設置期間	昭和36年4月～
	所掌事務	国民健康保険事業に関する重要事項について審議すること
	委員数	14人

10 担当課	健康福祉部保険年金課
--------	------------